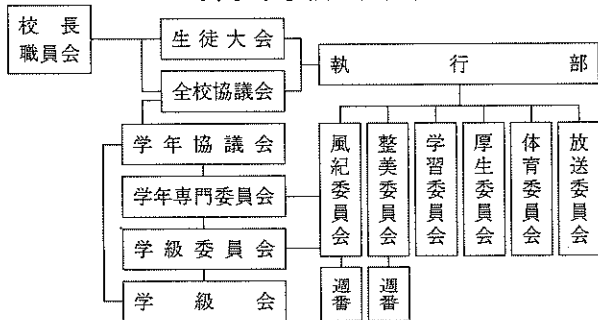


## (12) 舞子中学校 生徒会規約

舞子中学校生徒会組織図



### 神戸市立舞子中学校生徒会規約

#### 第1章 総 則

- 第1条 この会は、神戸市立舞子中学校生徒会と称する。  
(以下「この会」という)
- 第2条 神戸市立舞子中学校生徒は、すべてこの会の会員となる。
- 第3条 この会は、教師の指導と助言のもとに健全な自治活動を行い、全生徒が明るく楽しい学校生活を送り、立派な社会人となるようお互いに向上をはかることを目的とする。

#### 第2章 組 織

- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の機関を置く。  
①生徒会執行部 ②生徒大会 ③全校協議会 ④全校協議会  
⑤全校専門委員会 ⑥学年専門委員会 ⑦学級会 ⑧学級委員会
- 第5条 この会の目的を達成するために、次の役員と学級委員を置く。  
①役 員 生徒会長（1名）、副会長（2名-男女各1名）、書記（2名-男女各1名）、各専門委員長（6名）  
②学級委員 学級委員長（1名）、副委員長（1名-書記を兼ねる）、風紀委員（2名）、整美委員（2名）、学習委員（2名）、厚生委員（2名）、体育委員（2名）、放送委員（1名）、  
|学級委員長が男（女）のときは副委員長は女（男）、他の学級委員は、男女各1名とする。ただし、放送委員は1名（男女不問）とする。|
- 第6条 役員は、1月から12月までの1期制とする。
- 第7条 学級委員の任期は、1学期間とし、再選はさまたげない。ただし、放送委員の任期は原則として1年間とする。
- 第8条 役員および学級委員は、他の役員または学級委員を兼ねることはできない。(ただし、その学期の残り期間は兼任することができる)

#### 第3章 生徒会執行部

- 第9条 生徒会長は、次のことを行う。  
① 生徒会を代表し、会務を執行する。  
② 生徒大会の招集をする。  
③ 全校協議会の招集をする。  
④ 執行部会の招集をする。  
⑤ 生徒会長ならびに副会長・書記は、生徒会各機関の会に出席し、意見を述べることができる。
- 第10条 生徒会副会長は、会長をたすけ、会長に事故のあるときは、これを代行する。
- 第11条 生徒会書記は、生徒会の記録をまとめ保管するとともに、会の運営を補佐する。
- 第12条 各専門委員長は、生徒会長から委任され、各専門委員会の運営を行う。
- 第13条 生徒会執行部は、生徒会全般に関する活動計画を立案し、全校協議会に提案し、全校協議会の承認事項を執行する生徒会運営の中心機関である。

#### 第4章 生徒大会

- 第14条 生徒大会は、この会の最高議決機関である。
- 第15条 生徒大会は、生徒会長が招集し、次のことを決める。  
① 生徒会規約の改正。  
② その他、生徒会長が必要と認めたこと。  
③ 会員の1/5以上の要求があったとき。
- 第16条 生徒大会は、生徒会会員で組織し、その議決には2/3以上の賛成を必要とする。(規約改正等 重要事項のみ)

#### 第5章 全校協議会

- 第17条 全校協議会は、生徒大会に次ぐこの会の議決機関で、生徒大会の代行ができる。
- 第18条 生徒協議会は、生徒会役員と各学級の正副委員長とで組織する。
- 第19条 全校協議会は、定例会および臨時会として生徒会長が招集する。
- 第20条 全校協議会は、議長（1名）、副議長（1名）、書記（2名）を互選する。任期は1学期間とする。

#### 第6章 全校専門委員会

- 第21条 この会に、次の専門委員会をおく。  
風紀、整美、学習、厚生、体育、放送
- 第22条 各専門委員会は、専門委員長と各学級から選出された委員とで組織され、議長（1名）、副議長（1名）、書記（2名）を互選する。任期は1学期間とする。
- 第23条 各専門委員会は、それぞれの事業を計画し、執行部にはかり、全校協議会の承認を得てその運営にあたる。
- 第24条 各専門委員会は、定例会及び臨時会とし、専門委員長が招集する。

#### 第7章 学年協議会

- 第25条 学年協議会は、その学年の議決および執行を兼ねる学年の中心機関である。
- 第26条 学年協議会は、その学年の全学級の正副委員長で組織される。
- 第27条 学年協議会は、議長（1名）、副議長（1名）、書記（2名）を互選する。任期は1学期間とする。
- 第28条 学年協議会は、定例会および臨時会とし、生徒会長および学年協議会議長が招集する。

#### 第8章 学年専門委員会

- 第29条 学年専門委員会は、学年毎の専門委員会であり、各委員の活動を学年において進めるとともに、学年単位の活動を行い、生徒会をさらに充実させようとするものである。
- 第30条 学年専門委員会は、各学級から選出された委員で組織される。
- 第31条 各学年専門委員会は、次のような場合、随時開くことができる。  
○学年全体に関する問題が起こったとき。  
○学年より指示された場合。  
○専門委員長の要求があった場合。  
○その他、学年協議会議長が必要と認めた場合。

#### 第9章 学 級 会

- 第32条 学級会は、生徒会の母体であり、全校自治に協力するとともに学級の自治生活と自己の豊かな個性をきざぎあげるためのものである。
- 第33条 学級会は、各学級の生徒全員で構成される。
- 第34条 学級会は、学級委員長が招集する。
- 第35条 学級会は、次のような場合、随時開くことができる。  
○学級全体に関する問題が起こったとき。  
○担任より指示された場合。  
○生徒会長の要求があった場合。  
○その他、学級委員長が必要と認めた場合。

## 第10章 学級委員会

- 第36条 学級委員会は、その学級の委員全員で組織される。  
第37条 学級委員会は、学級の自治活動の企画運営にあたる。  
第38条 学級委員会は、学級委員長の招集によって開かれる。

## 第11章 部

- 第39条 部に関する規定は別に設ける。

## 第12章 その他

- 第40条 この会のすべてについては、職員会の承認を得なければならない。  
第41条 慶弔規定は、別に定める。  
第42条 選挙規定は、別に定める。  
第43条 この会の規約は、昭和42年10月1日から発足とする。  
(平成13年4月1日 改正)

## 生徒会選挙規定

- 生徒会役員の任期は1年間とし、1月から12月までの1期制とする。
- 会長1名(2年)、副会長2名(2年男女各1名)、書記2名(1年男女各1名)の選出を全校生の投票により行う。
- 生徒会選挙を秩序正しく行うために、選挙管理委員会を設ける。  
(選挙管理委員規定 別記)
- 立候補
  - 会長、副会長男子、副会長女子、書記男子、書記女子の立候補とする。
  - 被選挙権は、本校に在籍する生徒のみにあり、所属する学級からの推薦を必要とする。
  - 選挙管理委員および3年生は、立候補できない。  
～届出方法～
    - 立候補者名、②保護者・学級担任の同意書(捺印)、③応援弁士名、  
以上を所定の届け出用紙に記入し、立候補受付期間中に選挙管理委員会まで提出する。
- 選挙運動
  - 選挙運動は、立候補受付期間終了後、翌日から投票当日までを選挙運動期間とする。
  - 応援弁士を決める。(現生徒会役員、選挙管理委員および他の候補者はなることができない)
  - 応援弁士は、2人以上の立候補者の応援をすることはできない。
  - 立候補者は、指定された日時に校内放送を通じて意見を発表することができる。
  - 立候補者は、選挙運動期間中、指定された日時、場所で選挙運動を行うことができる。  
～使用できるもの～  
ポスター(選挙管理委員会が指定する用紙を使用する)、  
たすき等(選挙管理委員が指定するものを使用する)
- 投票・開票
  - 投票・開票とも、会長、副会長男子、副会長女子、書記男子、書記女子を別途に行う。
  - 投票は立候補者に対し、無記名・単記で行い、次の投票は無効とする。
    - ①正規の用紙を使用していないもの、②被立候補者の氏名を書いたもの、③読めないもの
  - 信任投票の場合は、投票用紙に○又は×を書いて投票する。
  - 開票は即日、選挙管理委員会が行い、関係教師が立会人となる。
- 当選  
各部門、最高得票者を当選者とし、信任投票の場合は1/2以上の信任を得た者を当選とする。  
(当選者は、職員会の承認を得て任命される)

## 8 その他

- 本規定以外の事項は、選挙管理委員会で協議し、指示する。
- 選挙管理委員会の指示には、必ず従わなければならない。
- 本規定に反した場合は、選挙管理委員会が適当な処置をとる。

## 選挙管理委員会規定

- 選挙に関するすべての事務を行うために、選挙管理委員会を設置する。  
選挙管理事務所は別に設置する。
- 選挙管理委員会は、各学級より1人ずつ選出された選挙管理委員(男女不問)で組織される。
- 選挙管理委員の中から、選挙管理委員長(1名)、副委員長(1名)を互選し、以降選挙管理委員長を中心に選挙管理事務を行う。
- 選挙事務の内容
  - 選挙公示
  - 立候補受付
  - 選挙運動説明会
  - 選挙運動(ポスター、たすきの準備)
  - 放送演説
  - 立会演説会
  - 投票
  - 開票
  - 選挙結果報告
  - その他、生徒会選挙を進めるための必要事項の検討。
- 選挙管理委員は、立候補者・応援弁士などを兼ねることはできない。

## 学級委員の仕事

### ◎学級委員

学級委員は、常に学級全体のまとまりに気を配り、毎日の学校生活が安全で充実したものになるように配慮する。

### ◎学級委員長・副委員長

- 学級・学年の諸活動の企画・運営の中心となる。
- 授業時の挨拶、集会の集合整列、点呼、学級委員会の司会。

### ◎風紀委員

- 安全で規律ある学校生活を送るための諸活動の中心となる。
- 風紀週番活動。
- チャイム着席、静座黙想の呼びかけ。

### ◎整美委員

- 校内外の美化を図るための諸活動の中心となる。
- 整美週番活動。
- 大掃除、油引きの計画、用具の準備。
- 諸行事(入学式・体育祭・文化祭・卒業式等)の整美活動。

### ◎学習委員

- 学習環境の整備、掲示活動および読書活動の中心となる。
- 校内の掲示活動。(黒板・掲示板・諸行事での装飾等)
- 図書当番・学級文庫の管理。
- 諸行事(合唱コンクール、読書アワー等)の企画・運営。

### ◎厚生委員

- 保健衛生に関する諸活動の中心となる。
- 体調不良の生徒と保健室との連絡。手洗い場の石けんの補充。
- 学校保健委員会(年1回)への参加。
- 募金活動などへの協力。

### ◎体育委員

- 健康や体力増進に関する諸活動の中心となる。
- 体育授業時の準備・声かけ、学級ボールの管理。
- 行事(体育祭、球技大会等)の企画・運営

### ◎放送委員

- 放送や視聴覚に関する諸活動の中心となる。
- 昼の放送活動の企画・運営。
- 行事(体育祭、文化祭、集会等)の放送活動。